

意見書

令和3年8月27日

審理員 櫻井 政和 殿

令和3年8月13日付けをもって沖縄防衛局局長小野功雄から提出された反論書に記載された事項について、以下のとおり、意見を述べる。

処分庁 沖縄県知事 玉 城 康 裕

処分庁代理人 弁護士 加 藤 裕

同 弁護士 仲 西 孝 浩

同 弁護士 松 永 和 宏

同 弁護士 宮 國 英 男

なお、特に断らない限り、略語例は弁明書の例による。

第1 本件各取消処分には取消原因があること

弁明書に対する反論第1項は、本件各取消処分は取消原因を欠き、違法であると主張するところ、これに対して次のとおり反論する

1 「1 本件記載事項は、夏期に移植を実施することを禁止するものではないこと」の各項について

(1) 本件各附款の趣旨について

(「(2) 本件記載事項の文言上、夏期に移植を実施することを禁止していないこと」について)

本件各許可処分に付された「サンゴ移植片の生残率を高めるためには、水温の高い時期、繁殖の時期を避ける必要があることや、台風の時期は、波浪や降雨による塩分の低下によって移植したサンゴが損傷する恐れがあること等を考慮し、適切な移植時期を選定するなど、『沖縄県サンゴ移植マニュアル』に則り適切に作業を行うこと。」という附款（「本件各附款」、請求人は「本件記載事項」と表記）について、請求人は、「『水温の高い時期』や『台風の時期』等にサンゴ類の移植を実施することによる影響を考慮して『適切な移植時期を選定する』よう求めているものの、その文言上、特定の時期における移植を禁じるものではない。」（反論書1頁）、「本件記載事項は夏期に移植を実施することを禁止したものとみることはできない」（同頁）という。

しかし、本件各附款は、夏期一般に移植を実施することを禁止したのではなく、適切な移植時期を選定するなど、沖縄県サンゴ移植マニュアルに則り適切に作業を行うことを求めたものである。移植に当

たっては、「水温の高い時期、繁殖の時期を避ける必要があることや、台風の時期は、波浪や降雨による塩分の低下によって移植したサンゴが損傷する恐れがあること等を考慮し、適切な移植時期を選定する」必要があることは、弁明書（10 から 13 頁）のとおり請求人も前提としていたものである。このように、本件各附款は、特定の海象条件に当たる時期における移植を回避し、「適切な移植時期」を選定することを求めているものであり、これに違反する場合には本件各附款に反するものとなって本件各許可処分を取り消しうることは明らかである。

(2) 沖縄県サンゴ移植マニュアルでの記載の意義

（「(3) 本件記載事項が言及する『沖縄県サンゴ移植マニュアル』も夏期に移植を実施することを禁止していないこと」について）

次に、請求人は、「『沖縄県サンゴ移植マニュアル』には、『移植の時期』に関し、『サンゴ移植片の生残率を高めるためには、水温の高い時期、繁殖の時期を避けるべきとされています。台風や冬季の強い季節風の吹く時期は、波浪や降雨による塩分の低下によっても移植したサンゴが損傷する恐れがあります。これらの点を考えると、秋季が活動に適していると言えますが、作業の安全性や移植片を入手できる時期なども考慮して移植時期を決めましょう。』と記載されている（中略）秋季が移植に適している旨を指摘する一方、それ以外の時期も移植時期として否定していないのであって、『沖縄県サンゴ移植マニュアル』も、夏期における移植を一切禁止する立場をとっているものではない。」という（反論書 2 頁）

この点、沖縄県サンゴ移植マニュアル（乙 17 号証）は、環境保全措置の代償措置としての移植だけを対象としたものではなく、「サンゴの

移植活動は、海に出て直接サンゴに触れるなど、陸上の植林と同じような実感を伴う活動であるため、一般の方々の興味を引きやすい保全活動といえます。また、小学生等への環境教育教材として、サンゴ移植を利用することも考えられています。さらに、企業が社会に対する責任（CSR）を果たしていることを広く訴える手段の一つとして、サンゴ移植が採用されることも多くなっています。この場合、単に企業イメージを高めることだけを目的とするのではなく、実質的にサンゴ礁保全に結びつく活動が必要とされます。」（同マニュアル 21 頁）、「沖縄県では、調査や実証試験として研究者が実施しているものの他に、行政（石西礁湖自然再生事業や港湾工事に関連するもの等）、企業（CSR として実施しているもの等）、NPO、漁業協同組合、地域有志、教育関係者など、多くの団体や個人がサンゴ移植にたずさわっています。観光関連会社がツアーを企画し、ダイバーが移植を実施する例も増えています。これらの移植活動がサンゴ礁を回復させる目的であったとしても、単なるイベントや商業目的のサンゴ移植は科学的にはむしろ、倫理的にも支持されるものではありません」（同マニュアル 23 頁）とあるように、企業の CSR や NPO 等がサンゴ礁保全のために養殖したサンゴ類を移植する活動などについて、「今後のサンゴの移植がサンゴのみならず、サンゴ礁の生態系全体の保全に結びつくようお願い、作成の過程ではサンゴ礁に関係する多くの個人や団体の意見などを十分配慮し、皆さんのサンゴ礁保全に対する思いを尊重したものになるよう検討を重ね」（同マニュアル前書き部分）た上で、移植の基本的な方法などについて紹介したものである。

企業の CSR や NPO、観光関連会社のツアー等でサンゴ礁保全のた

めに養殖したサンゴ類を移植する活動などについては、民間による自主的な活動であり、それ自体サンゴ類の採捕を伴うものでなければ何ら法的に規制されるものではない。そして、これら「サンゴの移植活動は、海に出て直接サンゴに触れるなど、陸上の植林と同じような実感を伴う活動であるため、一般の方々の興味を引きやすい保全活動」であり、サンゴ移植による普及・啓発効果も認められることから、沖縄県が作成した沖縄県サンゴ移植マニュアルにおいて、夏期に移植を実施すること自体を禁止することはできないが、「これらの移植活動がサンゴ礁を回復させる目的であったとしても、単なるイベントや商業目的のサンゴ移植は科学的にはむしろ、倫理的にも支持されるものではない」ことから、移植の時期に関して、「サンゴ移植片の生残率を高めるためには、水温の高い時期、繁殖の時期を避けるべきとされています。台風や冬季の強い季節風の吹く時期は、波浪や降雨による塩分の低下によっても移植したサンゴが損傷する恐れがあります。これらの点を考えると、秋季が活動に適していると言えますが、作業の安全性や移植片を入手できる時期なども考慮して移植時期を決めましょう。」（同マニュアル 12 頁）としているのである。

これに対して、請求人が実施するサンゴ類の移植は、事業の実施に伴い失われるサンゴ類について環境保全措置の代償措置として移植するものであって本件にかかる関与取消訴訟の判決においても、本件各申請の目的は、サンゴ類の生残率をできる限り高める点にあることが確認されており、移植の方法等は、移植後のサンゴ類の生残可能性が高くなるものであることが望ましいとされるものである。移植片の入手について環境への負荷の少ない養殖サンゴを活用した民間のサンゴ

保全活動のための移植についてですら、「単なるイベントや商業目的のサンゴ移植は科学的にはむしろ、倫理的にも支持されるものではない」ことから、サンゴ移植片の生残率を高めるために、水温の高い時期や台風の時期は避けて、秋季が適しているとされているのであり、事業の実施に伴い失われるサンゴ類について環境保全措置の代償措置として移植される本件各申請については、よりサンゴ移植片の生残率を高める必要があり、水温の高い時期や台風の時期は避けて移植を実施しなければいけないことは、沖縄県サンゴ移植マニュアルに則り適切に作業を行うのであれば、当然のことである。

(3) 過去の事業に伴う移植について

(「(4) これまでにも、沖縄県において、サンゴ類の移植を夏期に実施する内容の特別採捕許可申請が許可されていること」について)

ア 請求人は、「沖縄県においては、少なくとも那覇空港滑走路増設事業、竹富南航路整備事業あるいは本件埋立事業に伴い、夏期にサンゴ類を移植する内容の特別採捕許可申請が許可され、実際にも夏期に移植が実施されている。」(反論書2頁)と主張する。

しかし、これら過去の事業においては、本件各附款と同様の条件は付されていない。この条件は後述のとおり、7月から9月頃の間にある高水温期や台風到来時期の移植については、過去に許可を受けて実施されてきた結果、生残率の低下等がみられたことから、その時期を避けるよう条件を付けたものであり、過去に許可され、実施されてきたから今回も問題ないとする請求人の主張は誤っている(弁明書24頁)。

イ 那覇空港滑走路増設事業について

さらに請求人は、個別の事業について取り上げ、まず、「那覇空港滑走路増設事業において台風8号の影響により群体数や被度が低下したという事象は、夏期に移植を実施したことによる影響ではなく、むしろ同事業における移植結果から、適切な台風対策を実施することにより、移植したサンゴ類に及ぶ台風の影響を回避・低減し得ることが明らかとなったのであるから、同事業における移植結果により台風到来時期における移植の適性に問題があることが実証されたとする処分庁の理解は、明らかに誤りである。」（反論書4頁）という。

しかし、処分庁が弁明書で指摘した那覇空港滑走路増設事業の結果については、高水温期、繁殖期、台風時期という移植の適切性に問題がある時期のうち、移植後の台風による影響を取り上げたものであって、そこで指摘した事例が請求人がいう「夏期」に移植したものという前提で述べているものではない。

弁明書（21頁）で述べたとおり、那覇空港滑走路増設事業において、台風8号の影響により群体数や被度が低下したことから、海底面から3～5メートルの高台に固定したところ、一定程度、台風被害は低減されたが、アオサンゴ類のエリア③においては、海底面から3～5メートルの高台に固定したが、平成26年7月の移植後の台風19号により被害を受けているなどの事実が報告されており、移植後に台風が到来することへの考慮が必要ということなのである。

本件各申請における調査計画書の「5.移植元及び移植先」「(2)移植先の選定」においても、「那覇空港滑走路増設事業において、海底から0.5m～1m未満程度の場所に移植したサンゴ類は、時化や台

風による波浪で移動した礫や転石が衝突して被災したものの、海底から1～2m程度の高台に移植したサンゴ類はそのような被災を免れたことが確認されていることから、移植先で固定・静置する位置は、できる限り、堆積物がたまりやすい窪地ではなく、周囲の海底よりも1～2m程度高い場所を選ぶ。」とされているが、海底面から3～5メートルの高台に固定しても、平成26年7月の移植後の台風19号によって被害が生じていることからすれば、周囲の海底よりも1～2メートル程度高い場所に固定したとしても、台風による被害が生じる恐れは高いと言わざるを得ない。

ウ 竹富南航路整備事業について

次に請求人は、竹富南航路整備事業について、「白化現象が見られたサンゴ類は移植したものに限られていたのではなく、しかも、その程度も高水温期による影響が深刻とはいえないと評価されているのである。」、「このように、竹富南航路整備事業における移植結果は、平成26年8月及び9月におけるものも含め、夏期に移植を実施したことにより重大な悪影響等が起きたものではないから、同事業の移植結果から夏期の移植を禁止すべきことが実証されたものではない。」（反論書5頁）等という。

しかし、本件各申請の目的は、移植したサンゴ類の生残率をできる限り高めることにあり、そのことからすれば、生残率が低下する事象は望ましくないところ、実際に移植したサンゴ類に、高水温の影響により死亡した群体が確認されており、「高水温による影響は深刻でなかった」とはいえ、生残率は低下しており、このような高水温による影響が生じる恐れがある時期に移植することが、生残率を

できる限り高める行為であるとはいえない。重大な悪影響等が起きなければ良いというものではなく、本件各申請の目的は、移植したサンゴ類の生残率をできる限り高めることにあることから、悪影響が生じるような行為を行うべきではなく、高水温となる時期に移植を実施するべきではない。

エ 本件埋立事業におけるオキナワハマサンゴの移植について

請求人は、「本件事業におけるオキナワハマサンゴ9群体の移植については、環境監視等委員会においても成功したとの評価がなされており、夏期の高水温期における移植が成功した事例として前例となるべきものである。」（反論書6頁）という。

しかし、当該移植事例そのものが結果として「成功」であったと評価されているとしても、オキナワハマサンゴを移植した平成30年7月27日から8月4日以降の海水温を気象庁が公表している海面水温・海流（沖縄周辺海域）の2018年7月下旬から9月上旬の診断結果（乙18号証）から確認すると、沖縄周辺海域の海面水温は、平年より低くなっており、第17回環境監視等委員会資料3「レッドリストサンゴ類の生息状況等について」の資料においても、移植直後（H30/8/9）の水温は29度、移植1か月後（H30/9/4）の水温も29度であり、それ以上の高水温となっていないのである（乙19号証）。したがって、この結果を夏期のピーク時に生じうる高水温への耐性があるとして評価できる前例となったとはいえない。環境監視等委員会の過去の資料等からすれば、請求人は、移植後の海水温の見込みなどについては何らの検討も行っておらず、7月下旬から8月上旬に移植をしたあと、最も海面水温が高くなる時期が到来し

たが、結果として高水温とならなかったことは全くの偶然である。

また、オキナワハマサンゴについては、第 17 回環境監視等委員会において、委員が「移植前には、当初、高水温時期の移植に懸念があり、ハマサンゴ類は高温に強いことから大丈夫だろうと判断し移植を行った」と発言しており、請求人は、オキナワハマサンゴが高温に強いと判断して高水温期に移植を行ったものであるが、今回の移植の対象となっている 16 科 57 属に及ぶサンゴ類については、ミドリイシサンゴ属やコモンサンゴ属等の高水温に弱く、白化しやすい種類が含まれている。

仮にオキナワハマサンゴの夏期の高水温期における移植が成功したとしても、「ハマサンゴ類が高温に強い」ことの前例に過ぎず、本件各申請に基づく移植対象サンゴ類全てに当てはまるものではなく、高水温期の移植を正当化する根拠とはならない。

(4) 本件各申請が夏期の実施を前提としているとの主張について

(「(5) 本件各申請も、夏期に移植を実施する可能性があることを前提とした申請であること」について)

請求人は、「平成 30 年 11 月に開催した第 17 回環境監視等委員会において、JPK 地区のサンゴ類及び I 地区のサンゴ類について、『沖縄県サンゴ移植マニュアル』等によれば、移植サンゴの生残率を高めるため、冬季風浪期等における移植は避けることが望ましいとされていることから、特別採捕許可が得られた後、工事の影響が及ぶ前に水温や移植・移築時の波浪に留意し、平穏な海象条件時にサンゴ類へのストレスを軽減しつつ移植・移築する予定。夏期の高水温が確認された場合は、サンゴの種類によっては体力の消耗が激しく、移植・移築

による死亡も考えられることから、移植・移築対象サンゴおよび周辺サンゴの状況を確認し、専門家に相談の上、実施の有無を判断する。」と、夏期に移植を実施する可能性があることを前提とした方針を確認し、台風対策についても、前記那覇空港滑走路増設事業により得られた知見等を踏まえ、周囲の海底よりも1～2m程度高い場所を選ぶこととし、台風対策として移植場所に適切に配慮することを明らかにしている」等（反論書7頁）と、夏期に移植を実施する可能性があることを前提に本件各申請がなされており、それを前提に本件各許可処分がなされているのであるから、「7月末頃を含め、夏期における移植を禁止したもの」でない（同8頁）という。

しかし、処分庁は、夏期一般の移植を問題としているのではなく、請求人が前記のとおり沖縄県サンゴ移植マニュアルを踏まえて実施するという移植作業について、同マニュアルが、「サンゴ移植片の生残率を高めるためには、水温の高い時期、繁殖の時期を避けるべきとされています。台風や冬季の強い季節風の吹く時期は、波浪や降雨による塩分の低下によっても移植したサンゴが損傷するおそれがあります。これらの点を考えると秋季が活動に適していると言えます」（同マニュアル12頁）と、明らかにサンゴ類の生残率を高めるためには高水温や波浪の高い時期における移植が不適切であることを示していることを指摘しているのである。

そして、「移植期のストレスに加え、白化も起こりやすいので、高水温期には断片の死亡率が高くなる」（弁明書8頁）のであり、水温30度以上で悪影響が生じている事例も報告されており（同8～9頁）、これに対して、「沖縄気象台の過去5年分の沖縄本島東海域の水温平均値

のデータをみると、海水温が最も高くなるのは8月20日で29.86度になる。また、2019年のデータをみると、海水温が最も高くなるのは8月31日で29.49度、2020年のデータをみると海水温が最も高くなるのは8月19日で30.41度となる(乙6、7号証。)(弁明書16頁)等と、請求人が移植を開始した7月末以降がもっとも高水温となっていく時期であり、2021年の海水温の推移についてこれに反して高水温となっていないと予測できる状況は観測されていない。したがって、本件各申請の内容に照らしても、移植したサンゴ類の生残率に影響を及ぼしうる高水温期には移植が実施されることを前提とするものでないことは自明のことである。

(5) 本件各附款は違法無効なものとはなりえないこと

(「(7) 本件記載事項が7月から9月頃の間移植を禁止したものであるとすれば、本件記載事項は、違法無効であること」について)

請求人は、本件各附款が本件各許可処分での許可期間との関係で違法無効と主張する。

しかし、この点もすでに弁明書で反論したとおりである(同24から25頁)。すなわち、本件各許可処分は、関与取消訴訟最高裁判決が適法と判断した農水大臣による是正の指示に基づいて、本件各申請が申請する「許可の日から11か月間」「許可の日から2か月間」の採捕期間を認めたものであるところ、移植作業について海象条件について不適切な期間が当然ありうることから、請求人自身も実際に移植作業に必要な期間より大幅に余裕がある期間の許可を求めているものである。そして、実際に処分庁が指摘する移植作業に不適切な期間を除いても許可対象となったサンゴ類の移植作業は可能であり、また、現実

の海象条件に照らして許可期間内に移植が完了しなかったときには期間の伸張の許可変更申請をなせば対応でき、またそのことについて本件各取消処分の前にも教示したところである。

2 「2 本件移植作業は、本件記載事項におよそ反するものではないこと」の各項について

(1) 本件判断基準が適切とはいえないこと

(「(2) 本件判断基準は、専門家の意見を踏まえて策定したもので、高水温の影響を考慮して移植の実施を決定するために適切な判断基準であること」について)

ア 請求人は、「本件判断基準は、サンゴ類の専門家の確認も得た上で策定したものであるが、こうした本件判断基準が夏期における移植の実施の可否を判断する方法として適切なものであることは、環境監視等委員会においても認められている。」(反論書 12 頁) 等とする。

しかし、高水温期におけるサンゴ類の移植の適否に関する科学的知見についてみれば、弁明書 7～9 頁において引用したとおりであり、本件判断基準がこれらの知見に適合する妥当なものと判断しえないことも、同 15 頁で述べたとおりである。

イ また、請求人は、本件判断基準について、「請求人は、令和 2 年 10 月時点で、処分庁に対し、本件判断基準と同内容の回答をしてもおり、本件審査請求において初めて本件判断基準を知った旨の処分庁の指摘は誤りである。」(反論書 13 頁) ともいう。

ところが、ここでいう回答(証拠 62) というのは、「高水温により移植作業を中止するか否かは、移植に不適と考えられる①現地の

水温が 28.9℃以上、②週積算水温(DHW)が 4 以上、③光合成活性の著しい低下、④現地のサンゴ類に白化又はその兆候が見られるなどの状況の有無を現地調査で確認し、総合的に判断することとしています。その際には、専門家にも随時報告し、助言をいただくこととしています。」というものであり、本件判断基準そのものとは似て異なるものであり、結局は専門家の助言を受けて総合的に判断するというものでしかない。本件判断基準は、これに比べて条件が厳格になり、専門家に助言を受ける範囲がより限定されており、結局、請求人のかかる判断基準自体が根拠不明といわざるをえない。

ウ 請求人はさらに、「処分庁は、本件判断基準が、移植後に海水温が上昇した後に、本件判断基準の①～③に該当することとなった場合に対応できないものとなっているとする（弁明書 15 ページ）。しかし、移植対象となるサンゴ類が、移植実施時、あるいはその直近の時期に高水温にさらされていなかったり、光合成活性度の著しい低下が見られなかったりするような場合には、当該サンゴ類は正常な状態にあり、移植すべきでないとする事情は認められないのであって、仮に移植後に海水温が上昇するなどの事態が生じたとしても、それらのサンゴ類の生息状況に重大な影響を及ぼすとは考え難い。」（反論書 14 頁）ともいう。

この点についても、請求人の「サンゴ類の生息状況に重大な影響を及ぼすとは考え難い。」との見解自体、処分庁が示した、現時点でのサンゴ類の移植に関する専門的・技術的知見（Okubo et al.2009 乙 3 号証）、（Yap and Gomez1984 ; Yap et al.1992 乙 2 号証）について、何の根拠もなく否定する内容であり、サンゴ類の移植に関す

る専門的・技術的知見に照らし不合理的な内容といわざるをえない。

(2) 本件移植作業が高水温の影響を適切に考慮したといえないこと

(「(3) 本件移植作業は、本件判断基準に基づいたものであり、高水温の影響を適切に考慮したものであること」)

請求人は、高水温の考慮について、過去の海面水温のデータや本件移植作業前の実測値等に照らしても本件判断基準に適合した適切な判断をなしているともいう（反論書 14 から 16 頁）。

しかしながら、請求人も、この過去 5 年分の海面水温データにおいて 8 月上旬、中旬、下旬の平均が順に 29.48 度、29.69 度、29.67 度であることを認めているのであって、このことは、その平均値の最高値が本件移植作業の直後の時期に到来することを示しており、その「平均」的に見込まれる水温の水準がほぼ移植サンゴ類に悪影響を及ぼすおそれのある水温に到達しているのである。

また、請求人は、「むしろ、上記の海面水温データによれば、沖縄本島東海域の海面水温は、請求人が本件移植作業を開始した 7 月 29 日頃から 8 月 7 日頃にかけて低下する傾向にあり、その後上昇に転じるものの、8 月 15 日までは 7 月 29 日の平均海面水温を下回るものであるから、そのような時期に、移植元・移植先の海水温が本件判断基準の①の海水温未満の海水温であったことなどを踏まえ、本件移植作業を実施したことは何ら不適切なものではない。」ともいう（反論書 15 頁）。この点についても、この 5 年間のデータで海水温が「7 月 29 日頃から 8 月 7 日頃にかけて低下する傾向」というのは、当該時期の時期的な一般的な気候条件によるものではなく、例えば台風接近による海表面の水温低下などの特有の気象条件によるものである。

なお、実際に、沖縄気象台が公表している沖縄本島東海域の海面水温のデータ（乙 20 号証）によれば、2021 年 8 月 21 日の海面水温は 28.92 度となっている。同日時点で処分庁が把握している範囲では、8 月 16 日までに I 地区 831 群体、J P K 地区 78 群体が移植されているところ、これらの移植されたサンゴ類は、移植のストレスで弱っているところに、請求人が「夏期の高水温が確認された場合は、サンゴの種類によっては体力の消耗が激しく、移植・移築による死亡も考えられる」としている高水温の基準である 28.92 度の海水温の影響を受けて、これから白化や死亡してしまうおそれも否定できないのであり、本件移植作業を実施したことは不適切なものであると考えられる。

(3) 本件移植作業が台風の影響を適切に考慮したものといえないこと

（「(4) 本件移植作業は、台風の影響も考慮して適切に実施したものであること」)

請求人は、台風の影響への考慮について、「処分庁が引用する乙 1 2 号証の記載は、固定したサンゴ類の活着（活着とは、同文献でも「サンゴの組織が基底に固着すること」とされているように（乙 1 2 号証 3－6）、サンゴの成長により、その組織が基底・基盤に接着する状態を指す。）までの時間に言及しているものであり、水中ボンド等による固定の時間を述べているものではない。同文献にも、「断片が基盤に十分に接着しないと、波や流れによって、基盤から剥離する。」と記載されているように（乙 1 2 号証 3－1 1）、波や流れとの関係では、移植したサンゴ類と移植場所の基盤との接着が重要なのであって、「活着」ではない。そして、本件移植作業において用いる水中ボンドの硬化時間は 2 4 時間とされているものであるから（証拠 6 6：I 地区の移植

実施状況について)、移植後 24 時間以内に台風の接近が見込まれているのでない限り、移植したために台風の影響で当該サンゴ類が消失等する具体的なおそれはない。」(反論書 16 頁) という。

しかし、水中ボンドは 24 時間で硬化するのであるから、その間に強い波浪などがなければよいという請求人の主張は肯んじ得ない。請求人も、本件各申請に添付されている参考資料 4 「サンゴ類に関する環境保全措置【サンゴ類の移植・移築計画】」 20 頁の「図-3.3.7 水中ボンドを用いたサンゴ類の固定の手順」において、「⑥群体の一部が直接岩盤に触れる部分を設ける(活着の促進を期待する)」としており、本件各申請に当たっては、移植したサンゴが移植先の岩盤に活着することが重要であることを認識している。そして、サンゴが水中ボンドでしっかりと固定されるだけでなく、活着することによって、波や流れの中でも海底に定着して成長していくのであって、「本件移植作業において用いる水中ボンドの硬化時間は 24 時間とされているものであるから、移植後 24 時間以内に台風の接近が見込まれているのでない限り、移植したために台風の影響で当該サンゴ類が消失等する具体的なおそれはない。」とする請求人の認識は不十分である。

第 2 本件各取消処分が行手法に違反する違法なものであるとの主張について

1 聴聞手続について

請求人は、要旨、海水の表層面の水温を計測する方法が不適切である、計測された水温をもって、これがサンゴ類の移植にとって不適切で、緊急に移植を禁止すべきとする理由・根拠がない、過去 5 年の平均海面水

温は、7月29日頃から8月7日頃まで低下する傾向にあり、8月15日までは7月29日の平均海面水温を下回ること、今年は7月半ば過ぎ海水温が過去5年の平均値や最低値を大きく下回る状況にあったこと、具体的に沖縄本島に接近することが見込まれるような台風は発生していなかったこと、JPK地区は移植に着手されておらず、3万8760群体、10ヵ月の期間が予定されていたことなどから、行手法13条2項1号に該当しない旨主張する。

しかし、既に弁明書で述べたとおり、週積算水温は、通常は海水面の温度を利用して計測するものであって、請求人の主張するような海底面上約1メートルの地点での海水温の測定は、逆に海水温の影響を過少評価することになる。

繰り返し述べてきたとおり、移植前のみならず、移植後の一定期間について、水温の高い時期を避けなければならない。

請求人が主張する、8月15日まで7月29日の平均海面水温を下回るとか、本件各取消処分時点で台風が沖縄本島の接近が見込まれていなかったといった事情は、本件において、行手法13条2項1号に該当することを左右しない。8月16日以降の海面水温の上昇や、本島に接近する台風の発生の可能性がある以上、その前に早急に移植を止める必要があることは明らかである。

また、3万8760群体という多くのサンゴ類の移植が予定されているから、そのうちの一定の群体に対する移植が実施され、重大かつ不可逆的なダメージを負っても問題はないということは全くなく、JPK地区についても、いつ移植に着手してもおかしくない状況にあり、請求人は行政指導に従って一時停止しない態度を明確にしていた。

したがって、請求人が主張するように、JPK地区については、移植に着手されておらず、また3万8760群体のサンゴ類の移植を終えるのは先のことであるからといって、早急に移植を止める必要があることは明らかであって、請求人の主張に理由はない。

2 理由附記について

請求人は、行手法14条1項本文の理由提示の要件を欠いた違法な処分である旨主張する。

しかし、既に述べたとおり、本件において、7月29日から移植を開始すれば、請求人も8月中旬から下旬にかけては海水温が上昇することを認めているとおり、移植後すぐに海面水温が高くなる時期が来ることになり、この時期に開始すること自体が、サンゴ類の生残率を高めるといふ本件環境保全措置として不適切なものである。

7月29日から移植を開始しているという事実が、水温が高く台風の襲来が見込まれる時期に移植をすることとなり、附款の条件に反するために取り消したことは、附記された理由から一義的に明確であって、請求人の主張は理由がない。

以上